

広島県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

県立学校長専決事項に関する規程及び広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

県立学校長専決事項に関する規程及び広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

正する訓令

(県立学校長専決事項に関する規程の一部改正)

第一条 県立学校長専決事項に関する規程(平成二年広島県教育委員会教育長訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>県立学校長は、次の事務について専決することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第一百条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三十七 (略)</p>	<p>県立学校長は、次の事務について専決することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三十七 (略)</p>

(広島県立学校文書管理規程の一部改正)

第二条 広島県立学校文書管理規程(平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員以外の者の文書の閲覧)</p> <p>第七条 文書は、広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号)、広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)その他の法令又は条例に基づく場合を除き、職員以外の者に閲覧させ、又は写させ</p>	<p>(職員以外の者の文書の閲覧)</p> <p>第七条 文書は、広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号)、広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)、広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)その他の法令又は条例に基づく場合を除き、職員以外の者に閲覧させ、又は写させ</p>

てはならない。ただし、職務を執行するために必要であり、かつ、明らかに第三者の権利利益を侵害することがない場合で、当該文書を保管する学校長の許可を得たときは、この限りでない。

せてはならない。ただし、職務を執行するために必要であり、かつ、明らかに第三者の権利利益を侵害することがない場合で、当該文書を保管する学校長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和五年四月一日から施行する。